完全責任能力を認め、死刑が言い渡された事例 論の分かれた鑑定意見のうち心神耗弱等の意見を排斥するなどして被告人の 白昼、無差別に五人を殺害し、一〇人に重軽傷を負わせた事案について、結 (山口地裁下関支部平成一四

年九月二〇日判決、判時一八二四号一四〇頁)

中島広樹

1 事案の概要と争点

2 判決内容

3 研究

4 本判決の評価

1 事案の概要と争点

するJR下関駅付近の歩道上や同駅コンコース内に自動車を運転して進入したうえ、通行人に同車両を衝突させ、 のせいであるなどと考え、 るいは轢過し、 被告人は、自己の将来に希望を失って、自棄的となり自殺を考えたが、そのような状態に陥ったのは両親や世の中 さらにあらかじめ準備していた包丁を持って降車して駅構内やホーム上に立ち入り、列車を待ってい 自己の鬱憤を晴らすため、無差別大量殺人を計画し、 白昼、 通行人や多数の乗降客が利用

た者たちに対して、 所携の包丁で刺したり切り付けるなどして、 無差別に五人を殺害し、一〇人に重軽傷を負わせた。

2 判決内容

告人の精神状態が神経性うつ病、 本判決は、 本件犯行は、 妄想性障害(パラノイア)による被害妄想に基づくものであるとするF鑑定を排斥し、 反応性うつ病、 人格障害であったと結論づけたH鑑定を採用する。 被

のということはできず、 そのうえで、 強い性格的偏りを持った人格障害あるいは神経症であって、 被告人の病状に関して、 「被告人は精神分裂病に罹患したり、妄想性障害の状態にあったも 狭義の精神病の状態にはなかっ

たものと認めるのが相当である」と判示した。

行の動機、 ての判断を導くのである。 さらに、 本判決は、 犯行計画、 犯行態様、 11 わゆる責任能力の総合的判断方法と呼ばれる手法を用いて、 犯行後の行動、 犯行前の睡眠薬の服用等の事実認定を行い、 犯行当時の病状のみならず、 被告人の責任能力につ 犯

15

この機会に社会にダメージを与えて世間に対する憤懣も一気に晴らしてやろうと考えたこと」であると認定して、こ のような心理状況から本件犯行を決意したことは、十分了解しうる、と判示した。 よいから巻込んで道連れに殺してやり、 犯行の動機は、 「世間が自分を冷遇してきたとする憤懣が一気に膨らみ、 大量殺人をすれば、 両親にショックを与えて思い知らせることができるし 単に自殺するだけでなく、 誰でも

立てて準備行為を行い、 次いで、 犯行計画・態様についても、 犯行時もその計画に従った合目的的な行動に出て」いるとして、被告人には本件犯行の準備 「犯行を思いつくや、 犯行目的達成のために、 周到冷静かつ合理 前 な計 画

る」と結論づけられた。

15

的 段階はもとより犯行時においても、 かつ詳細に記憶供述しており、 そしてさらに、 犯行後の行動に関して検討したうえ、「(犯行後の取調等において) 犯行の動機や自己の 記憶の欠落も殆ど認められず、 自己の行動の意味を認識し、冷静に行動していた、と認めた。 ……自己の犯行が許されないものであると認識して 行動を具体

いる旨供述して」いることから、 また、 睡眠薬の服用は、 本件犯行時の責任能力に何ら影響を与えていない、 犯行当時も自己の行為の違法性を理解認識していたことが肯定される。 という判示も行ってい

力が欠如した心神喪失状態、 以上の諸事実に鑑みて、 結局 又は、 「被告人は、 これらの能力が著しく減弱した心神耗弱状態にはなかったと認めるのが相当であ 本件犯行当時、 いまだ事理の弁識能力もしくはこれに従って行動する能

3 研 究

病 a 人格障害であるという鑑定を採用したうえで、総合的判断の結果、 本件は、 ラノイアによる被害妄想に基づく犯行である、 という鑑定を退けて、 完全責任能力が肯定されてい 神経症性うつ病、 反応性うつ

.う傾向が看取される。 L つかも、 従来の裁判例では、 パラノイアが肯定された事例では、 一般に心神喪失ないし心神耗弱が認められる、 لح

能性のある事例であったといえよう。 す なわち、 ラノイアによる被害妄想に基づく犯行である、 と認められれば、 少なくとも心神耗弱が認められる可

たがって、 本件がパラノイアの鑑定が提出されたにもかかわらず、 それが否定されたことや、そのうえで、

人格

判例①

昭和四九年一二月一三日東京地裁判決

(刑裁月報六巻一二号一二四八頁)】

障害等とする鑑定が採用されたことの当否が、従来の判例を検討することによって考察されるべきだと考えられる。

b パラノイアを肯定した判例を個別的に検討してみることとする。

支配された行為であって、 発展させ、 裁判所は「(鑑定その他の証拠を総合判断すると、被告人は)被害妄想と好訴妄想を中心とする強固な妄想体系を形成 段階にまで発展する傾向を有する性格異常者である。……本件犯行は、 者として怒りと憎しみを集中させ、ついには同人に対して殺意を抱くに至り、 ものの、 しい敵意を抱き、被害者を強く詰問するとともに、数回にわたり派出所に赴いて盗難の一件の解明を執拗に要求した の資金が盗難にあったことから、被告人は、 分を陥れたと信じて、 いたところ、自己の居住するアパートの隣人である被害者に留守を頼んで外出したところ、 被告人の責任能力について、 被告人には、 警察の対処もまた被告人の意に満たないため、 本件当時においてはいわゆるパラノイア(妄想病) 窃盗の罪によって懲役三年に処せられた前科があるが、この裁判につき警察官・裁判官等が無実の自 再三にわたる再審請求をするなど、 ……行為の是非善悪を判断しその判断に従って自らの行為を制御する能力を欠いていた」 I鑑定は、 「被告人は、 被害者を盗難の犯人と断定し、 妄想様曲解をなし易く場合によってはパラノイアとい 被害者に対して、 自己の無実を晴らすことを唯一の生き甲斐として生活して の状態にあり、 正常心理学的に了解可能である」と述べたが、 警察と結託して自己の無実主張を妨害する 自己の無実主張を妨害するものとして激 被害者を刃物で突き刺して殺害した。 被告人の本件犯行は 自室にあった再審のため ……強固な妄想に

合的判断により、 本判例は、 ①パラノイアという鑑定を肯定し、②それによる強固な妄想に支配された犯行であることを認め、 心神喪失としたものであり、 鑑定人は、了解可能な事例と解し、 完全責任能力を認めうるような鑑

と認定して無罪を言い渡した

被告人の責任能力について、

裁判所は、

本件犯行当時被告人は、パラノイアの病態にあったことを認めたうえで、

ル

と解される

導いた点に特色があるほ 定を提出しているにもかかわらず、 心にすえた点で重要であるといえる。 か、 パラノイアの場合、 裁判所は一歩踏み込んで、 「強固な妄想に支配された犯行」であるか否かを責任能力判 むしろ「強固な妄想に支配された犯行」として無罪に 断

に自分の妄想を強固なものにする」という点を指摘しているのが注目される。 また、 本判例 は、 パラノイアの存在を認定するにあたり、 - 説得されても何ら反省顧慮することがないばかりか逆

昭和五六年六月二日東京高裁判決

(高検速報二五一七号)】

判例②

被告人は、 妻の不貞を疑い、 その情交関係の相手方と考えた被害者を殺害した。

が、 被告人の供述に徴すると、 然・不合理性が著しく、その点からして事の是非善悪に関する判断力・抑制力が強く障害されていたもの」と認めた 総合的判断により、 逃走したり自首を考えたりしたという、 「本件犯行がパラノイアの病態に基づくため、 「本件犯行当時、 被告人の犯行後の態度や罪の意識や反省が存するという公判廷における 全く妄想に支配され、 その動機において嫉妬妄想・被害妄想による不自 社会倫理的規範を理解できず、 その遵守につき自

己の行動を抑制することが不能な状態だったとは認められない」として、心神耗弱と結論づけた。

とい 不可能であったとまでは認められないと判示し、 抑 本 えよう。 判例は .制力の障害を肯定しつつも、 判例①との比較において、 ①精神鑑定の存否・内容が不明確であるがパラノイアを肯定し、 行為後の事情に鑑みて、 妄想による支配の強固さの存否が、 ③総合的判断により心神耗弱としたものであり、 妄想の支配力の強固性 心神喪失と心神耗弱を分かつメルクマ ②全く妄想に支配されて、 完全性を否定した点に特色がある 妄想による判断力 行動 抑 制

被告人の責任能力について、裁判所は、

判例 (3) 昭和五七年七月二〇日東京地裁判決 (判例タイムズ五二四号二八三頁)】

被害者の就寝中に自己および被害者の居住する木造家屋に放火して、被害者を殺害しようと企て、 送っていたが、 も屋外に逃れ出たため放火・殺人の目的を遂げなかった。 ふりまき、点火したうえ、就寝中の被害者に対して出刃包丁で数回切りつけたものの、隣人に発見消火され、被害者 大学中退後、 事件の数年前から被害者の浮気を疑いはじめ、 転職をくり返した後、 防水業に携わり、 嫉妬心にかられて煩悶していたが、 被害者と見合い結婚しおおむね平穏な家庭生活を 屋内にガソリンを 某日、 思い 余って

想病) たと認めるのが相当である」として心神喪失を認めた。 られる。 の状態にあったものであること、 (したがって)被告人は本件犯行当時行為の是非善悪を弁識し、その弁識に従って行動する能力を欠いてい 本件犯行はその症状である嫉妬妄想に基づき行われたものであることが認め

H鑑定およびT鑑定ほか諸事実を総合したうえ「被告人はパラノイア

(妄

妄想は強固かどうか、 件犯行が行われたものと認め、 本判例は、 ①精神鑑定の内容が不明確であるがパラノイアを肯定し、②その症状である強固な嫉妬妄想に基づき本 という点については、 ③総合的判断により心神喪失としたものであり、パラノイアかどうか、その症状たる 従来の判断基準に沿った判決であるといえよう。

13 ての疑惑が 本判例は、責任能力に影響を与える嫉妬妄想の存在の認定にあたり、 「根拠ともならない」ことに基づいていたかどうかを基準にしている点が注目される。 嫉妬の原因となった被害者の浮気につ

判例④ 昭和五七年一一月二二日東京高裁判決 (高検速報) 一五一七号)】

になり、 て、被告人は被害者とともに家庭裁判所の家事相談に赴いたところ、係員から夫婦関係を回復するように説論され アレルギー体質の被害者の身体に生じた掻痕をいわゆるキスマークであると邪推したことから、 被告人は、 それが原因で以後三年程にわたり、 大学中退後、 看護婦をしていた被害者と知り合い、 しばしば暴力を振るうなどしたため、 結婚し一○年余り平穏な生活を送っていたが、 被害者が離婚を口にするにいたっ 妻の浮気を疑うよう 某日、

旦は得心したものの、 被告人の責任能力について、 結局嫉妬から妻を殺害しようとして未遂に終わった。 裁判所はH鑑定ほか諸事実を総合して、 「被告人は、 広義のパラノイア

(嫉妬妄想を

づけた 相談にも出かけたりするなど・・理性による行為抑制の能力が残されていたものといえよう」として心神耗弱と結論 主徴としたパラノイア) の状態にあったものと認められるが、 ……被害者に言われると精神科の受診や家庭裁判所の

の根拠」 ないというほどのものでもなく、 る妄想は強固かどうか、 また、 本判例は、 本判例は、 の存否を「妄想の支配力」の強弱を判断する基準としている点が注目される。 ①精神鑑定の内容が不明確であるものの、 「嫉妬妄想を抱く根拠も全く理解できないわけではなく」と述べており、 という点については、 ③総合的判断により心神耗弱としたものであり、 判例③と同様に従来の判断基準に沿った判決であるといえよう。 パラノイアを肯定したが、 パ ②妄想は頑固に固定されてゆるぎ ラノイアかどうか、 嫉妬を裏付ける「 その症状た 特段

判例 (5) 平成元年六月一 一八日大阪地裁判決 (判例タイムズ七三○号二五○頁)】

15 る間にもドンドンという音がするので、 大学中退後、 某不動産会社に勤務していたが、 被害者に対して苦情を言ったが、 自己の居住する共同住宅の隣室 被害者に無視されていると思い込み、 (被害者居住) から寝て \Box

傷害を負わせた

怒鳴りながら抗議したが、 で言ってもわからなければ、 同人が取り合わなかったことに激昂し、同人の腹部を所携のドライバーで二回突き刺し、 ドライバーを持っていって脅かそうと思い、 隣室の鍵を壊して同室に侵入し、

識し、その弁識に従って行動する能力を欠いていたと認めるのが相当である」と結論づけた。 のであり、 な判断能力及び行動制御能力を欠いていたと言わざるを得ない。結局、 ないという被告人の認識を訂正させることはできないのであって、……被害妄想に基づく幻覚症状下においては正常 被告人の責任能力について、 本件犯行はその症状である被害妄想(しかも相当重度の)に基づき行われたもので、 裁判所はY鑑定その他の諸事実を総合して「被告人は、パラノイアの状態にあったも 被告人は、本件犯行当時行為の是非善悪を弁 ……騒音が幻覚では

にしている点に特色があるといえるが、 めたものであり、 パラノイアを肯定し、 ①精神鑑定の内容が顕著な誇大妄想と被害妄想は認めつつも、 「妄想の支配」の強弱という明示的形式的表現はなく、 ②その症状である強固な妄想に基づいて本件犯行は行われ、 実質的には従来の判断基準に沿った判決であるといえよう。 端的に妄想が強固であったかどうかを問題 必ずしもパラノイアを明言し ③総合的判断により心神喪失を認 てい な

判例 6 平成六年五月一〇日神戸地裁判決 (判例時報一 五一五号一七二頁)】

中に自室に侵入して盗みや嫌がらせをしているものと思い込んで憤懣を抱いていたところ、 て殺害するとともに、これを止めようとした第三者を突き倒す等して傷害を負わせた。 人方を通りすぎるのを見て、 自室の上階に住む被害者らが、被告人を眠らせないように夜中にわざと物音を立てたり、 同人が冷やかしに来て嘲笑したと思い、同人を牛刀およびドライバーで突き刺すなどし 犯行当日、 被害者が被告

被告人の不在

れる。

想を発展させていたとする点で両鑑定は一 るのが相当である。 被告人の責任能力について裁判所は、 (このため) 被告人は上記の犯行に関し事の理非善悪を弁識し、これに従って行動する能力を欠 M鑑定・S鑑定を受けて「被告人が、 致している。 犯行当時、 被告人は上記の妄想に直接支配されてい 被害妄想ないし迫害妄想または関係妄 たと認め

如していた」として心神喪失状態にあったと結論づけた。

ていたか」 その妄想に直接支配されていたかどうかを検討して、これを肯定し、③被告人が心神喪失であったことを認めたもの もに被告人が被害妄想ないし迫害妄想または関係妄想を発展させたことを認めた点を受けて、 であり、 本判例は、 パラノイアであったがどうかについて明言せず、妄想の強弱にウェイトを起きつつ、 という表現を用いて責任能力の判断を行っている点に特色があるが、 ①二つの鑑定のうち、 一方がパラノイアを肯定し、 他方はパラノイアと診断していない 基本的には従来の基準と同じと解さ ②被告人が犯行当時 「妄想に直接支配され もの Ó 両者と

判例⑦ b 次に、パ 昭和五九年一二月四日高松高裁判決 ラノイアが否定された判例を個別的に検討してみることとする。 (判例タイムズ五四五号三○五頁)】

らせ、 住人から変わり者扱いにされ、 おりからの風雨に乗じて近隣の家を襲い、 遠な態度で接し続けたことが自分を極度に非社交的 被告人は、 彼らを皆殺しにしたうえで自分の一 精神分裂病と診断され、 人間関係も希薄になってゆき、 勤務先の建設省を退職し、 六名を射殺し、三名に重傷を負わせたものである。 生を清算しようと、 内向的にさせた原因であると考えて、 被告人としては近隣者が自分に対して蔑視的 犯行の一年以上前から計画 実家に戻って家業を手伝うこととなったが、 準備を行い、 彼らに対する憎 某日夜間 な 近隣 いし疎

0)

して心神耗弱を認めた

規範的意味を理解し、 行は、 的見解を採用すべきかの判断が必ずしも不可欠であるとは解しない」としつつ、 らも正常な精神状態の残された分野における行為であったと解されるのであり、 ると解する、 諸点を考慮して、 分裂性の人格変化を認めていること、そして、 被告人の生物学的要素につき、 被害・迫害妄想に起因するものではあるが、完全に妄想に支配されていたとまではみられず、 と判示して、 本件犯行時の精神状態としては精神分裂病 その理解に従って自己の行動を制御する能力が著しく減弱した状態であったと認められる」と パラノイアと診断していたA・Hの二鑑定を斥け、 裁判所は 「裁判所としては、 Y鑑定がパラノイアに現れないと思える症状を認めていることなどの (単一型または妄想型) 被告人の責任能力を判定するにあたり、 被告人の責任能力については「本件犯 Y I 被告人は、 の診断を採用するのが相当であ F その当時、 の三鑑定が被告人に精神 なお不完全なが 自己の行為の いずれの医学

想という症状そのものに着眼しているフシが看取される点が注目されるほか、 支配されていたとまではみられないと解したうえ、③被告人が心神耗弱であったことを認めたものである。)外見的正常性や犯行時に犯行を思い止まろうとする気持ちが存在していたこと等に鑑みて、 .う客観的事実とパラノイアという鑑定結果との不一致に鑑みて、 本判例は、 本判例では、 ①精神分裂病とパラノイアに二分された複数の精神鑑定のうち、 生物学的要素の判断にあたって、 精神分裂病かパラノイアかと医学的病名診断に拘泥せず、 精神分裂病の診断を採用し、 ۱ ۹ 責任能力の判断に関しては、 ラノイアに現れない症状の存在、 被告人が妄想に完全に ②被告人の社会生活 むしろ妄 「完全に

妄想に支配され てい たか」 というメル クマー ル が用いられている点で、 パラノイアと結果的に変わらない判断手法が

取られていることが窺える

211

ととなり、 人の店が入居できると保証する条項がどこにも入っていないことに気づき、 判例 8 平成四年一〇月二九日大阪高裁判決 新装開店後の入居については、 スーパ し の 一 部を借りて合鍵作りや靴・傘の修理などの仕事をしていたが当該スー 新しいテナント契約を締結したものの、 (判例時報一五○八号一七○頁)】 改装後の再入店の可能性について次第に その契約書には改装開店後、 ۱۹ 1 が改築されるこ

不安を募らせ、 そして、某日深夜、このような状態に陥っていた被告人が、たまたま眠れないまま、 周囲の種々の言動についても被害妄想的な不信感を高じさせていった。 書類を点検するうち、 確定申

告が書き換えられている等と錯覚し、これによって妻に裏切られたと信じるに至った。

そこで、被告人は妻を問い詰めたが誠意ある返答が得られなかったため、 憤激して、 その前頸部を刺し身包丁で一

度突き刺し、さらに右腕を首に巻き付け締めつけて、 出血と窒息により死亡させた。

裁判所は、 被告人の生物学的要素につき、 「性格反応性のパラノイアあるいは心因反応としての妄想反応」としたL鑑定を斥け、 一審判決は、 被告人は「妄想性障害」と判断したが、 控訴審判決である本判例では、 「妄想型 **清神分裂**

ラノイアの鑑定が排斥された理 一曲は、 J鑑定の信用性判断において、 新たな資料の付加ないし綿密具体的かつよ

り深い考察が認められたからだと解される。

と診断したJ鑑定を採用した。

れたものであることを認め、 に基づく前者を採用したうえ、 -判例は、 さらに、 ①精神分裂病とパラノイアに二分された複数の精神鑑定のうち、 積極的にパラノイアであることを否定するというよりも、 ③心神喪失を結論付けたのであるが、その基本的考え方は、 ②妄想体系化のプロセスを詳細に説示しつつ、 積極的に精神分裂病であることを肯定す 被告人の犯行は、 後者に比べて、 判例⑦と同じであるといっ 綿密具体的で深い考察 完全に妄想に支配さ

るというアプローチを採用している点でも共通している。

判例9 平成四年一〇月二九日大阪高裁判決 (判例時報一五○八号一七○頁)】

を締めて窒息死させ、その後、妻との離婚が決定的となったところ、家庭を崩壊させた浮気相手の一人が被害者Bで 被告人は、 被害者Aが妻と長年浮気をしたうえ、家出をさせるなどしたと思い込み、その恨みを晴らすためAの首

あると邪推し、A殺害の約三年後に、共犯者とともに、夜間B宅を襲撃し、Bおよびその妻Cを刃物で突き刺して殺

Bの息子Dを殴打するなどして傷害を負わせ、さらにB宅に放火した。

告人の嫉妬妄想の核心となっている妄想(Aが被告人の妻を囲っている)について被告人は訂正していることに徴す 指摘したが、 ると疑問である、として斥けた いても鑑定人の指摘する妄想知覚等について疑問があること、パラノイアの妄想は訂正不可能なものであるのに、 被告人の生物学的要素について、N鑑定はパラノイアを認め、 裁判所は、 F鑑定は、 脳の気質的異常と人格変化の因果関係が明らかでないとして排斥し、 F鑑定はパラノイアを否定して、 脳の器質的異常を N鑑定につ

機、 そして、 態様、 両鑑定ともに嫉妬妄想の存在を認めているのだから、 前後の事情をあわせて責任能力の判断を行うのである。 嫉妬妄想の存在を前提としたうえで、本件犯行 7の動

人の世界観全体を支配しているとまではいえない、 まず、妄想による支配の程度は、核心部分についての訂正があること等からみて、妄想が強固で揺るぎ難く、 と判示している。

制御していたものと指摘し、 動機については了解可能とし、 犯行後の行動から、 また犯行態様は、 被告人は自己の犯行が許されないものと理解しながら、 自己の行為が許されないものであることを認識し、 あえて犯行 行動を

に及んだものと認め、 本判例は、 従来の判例に比べて以下の様な特色を有する。 結論的に心神喪失はもちろん心神耗弱すら否定したのである。

①パラノイアの存在を否定しながら、 より謙抑的判断に結びつきやすい精神分裂病等を肯定するものでもないこと。 その支配

②パラノイアの存在を否定しながら、 性の強さを検討していること。 ۱, ラノイアの主症状と考えられてきた妄想についてのみ取り上げ、

登載判例では、 び⑧が、 ③妄想の存在を認めつつ、総合判断を行いながら、 ①の点については、 積極的にパラノイアを否定するものではなかったことからみて、 はじめての事例と解される。 本件では精神分裂病の主張がなかったのだから、 そして、 その主たる理由は、 結局心神耗弱すら認めなかったこと。 当然といえば当然なのであるが、 訂正不能のはずの妄想の核心部分につい 直接積極的にパラノイアを否定した公刊物

判例⑦およ

訂 芷 が認められる、 という点にあると考えられるが、 判例⑤では、 逆に訂正不能の妄想だから心神喪失をもたらす、

という論調であった。 同じメルクマールが処罰方向で用いられてい る観が ある。

②

については、

具体的病名を重視せず、

とりあえず妄想のみを責任能力判断の俎上に乗せるという手法は、

判例⑦

対象を世界観全体と具体化したのは、 ですでに示唆され、 判例⑥でも採用されていたので、異とするに足りないかもしれないが、 責任能力に影響を与えうる妄想の程度をより高度化して、 妄想によって支配される 妄想が存在しても心

す なわち、 犯行や行為が妄想に支配されていたかどうか、 という思考方法を判例①や③は採用 してい たのだが、

と危惧される。

神耗弱とすらされない事例が多くなるのではないか、

れは、 る方向は、 責任能力を行為責任的に捉えるものであり、 行為者責任的な発想であり、 犯罪として問われている当該行為において妄想が強度であっても、 本判例のような世界観全体との関連で妄想の支配力の強弱を考え 人格全般

か。 の崩壊がなければ責任阻却や軽減を認めないという謙抑的とは言いがたい性質の議論に親しみやすいのではなかろう

なくとも心神耗弱を認めてきたことと比較すると、特異な判例という印象を受ける。 ③は、 これまでの判例が、 妄想が認められた場合、完全に犯行が当該妄想の支配をうけていなかったとしても、

う従来の判例になかった手法が取られているように思われる。 想のみを取り上げて、 された行為」「強度の妄想に基づく犯行」に至っていなければ心神耗弱にする、という手法だったように思われる。 ら、パラノイアが認められれば、妄想の存在が必然的に導かれ、ただ、妄想には起因するものの すなわち、 しかし、本事例では、まず、パラノイアという鑑定を排斥し、しかも責任能力への影響力を弱めるような仕方で妄 従来の判例は、パラノイアを特色付ける妄想が認められて、パラノイアが肯定されるのが通常であるか 総合的判断の過程のなかで妄想のもつ責任阻却・軽減への機能が完全に停止させられる、 本件の具体的事実認定という個別的問題にすぎないか 「強固な妄想に支配

4 本判決の評価

どうかは、

なお判例の集積と動向を見極める必要があるだろう。

者を採用したうえで総合判断を経て完全責任能力を認めたものであった。 本判決は、パラノイアを主張するF鑑定と神経症性うつ病、反応性うつ病、 人格障害と結論づけたH鑑定のうち後

自然な事実があるなど、 ラノイアが否定されたのは、被告人が自己の思い込みを自覚しており訂正不能な確信を抱いていたとするには不 他の客観的事実と一致しない点が多く認定されたためであり、 他方、 H鑑定は他の鑑定意見

3

福井地判昭和四九年一二月一九日判時七八四号一二七頁、

大阪地判昭和四三年七月

一七日下刑集一○巻七号七六七頁等参照

も採り入れ、大学時代からの被告人の治療経過を検討しているほか、 他の証人の供述に照らして理解納得できるもの

と評されたためである。

築過程をどの程度詳細かつ明確に論証する必要があるのかが、 る事例において、 アないしその主症状たる妄想が否定され完全責任能力が認められた事例判例であるが、今後、パラノイアの主張され 本判決は、 判例⑨にも現れた「訂正不能な観念を揺るぎない確信として有していたか」という観点から、 「訂正不能な観念を揺るぎない確信として有していた」と認められるためには、被告人の妄想の構 問われることとならざるを得ないと思われる。 ラノイ

注

- 1 年)三八八頁。パラノイア・妄想については、 島田仁郎「心神喪失・心神耗弱」大塚仁=河上和雄=佐藤文哉 福島章 『精神鑑定』 (編) (昭和六〇年) 一二六頁以下参照。 『大コンメンタール刑法[第二版] 第三巻』(平成一一
- 2 認定(上)』(平成四年)四四八頁以下。 鑑定結果の採否判断の基準に関しては、 『現代刑罰法大系第六巻』(昭和五七年) 一一八頁、 稲田輝明「刑事鑑定の諸問題」石原一彦=佐々木史朗=西原春夫=松尾浩也 高橋省吾「精神鑑定と刑事責任能力」小林充=香城敏麿 編 『刑事事実